

社労士 AI 通信

あがわといしぜきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真～ドイツの高速道路事情】

ドイツの高速道路は通行料無料かつ速度無制限。推奨速度は時速 130 キロとのことですが基本的には無制限なので追い越し車線では時速 200 キロ超の車が普通に走っています。サービスエリアも日本と同じように清潔で充実しています。但しトイレだけは有料。写真のように70セントを入れると、サービスエリア内で利用できる50セントのクーポンが出てくる仕組みとなっています。ヨーロッパの中央に位置するドイツの高速道路は交通の要として隣国からの交通量が増加しており、ドイツ政府は高速道路の整備維持や周辺環境対策に毎年莫大な費用を投じています。2009年の歳出額は39億ユーロ。資金繰りは相当深刻らしく、有料化される日も近いかもしれません。

【今月のトピックス】

- 今月の写真～ドイツの高速道路事情
- 平成26年3月1日から労働移動支援助成金が拡充されます
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー

平成26年3月1日から 労働移動支援助成金が拡充されます

従業員を転職させる企業への助成金「労働移動支援助成金」が3月から大幅に拡充されます。対象となる企業は中小だけでなく、大企業も利用できるようになります。

<労働移動支援助成金の内容>

1) 再就職支援奨励金…再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するもの。現行の助成額は上限40万円ですが、その上限額が60万円となり、たとえ転職に成功しなくても10万円が支給。

2) 受入れ人材育成支援奨励金(新たに創設)

次の①～③によって受け入れた労働者に対して訓練を行った事業主に対して助成するもので、労働者の再就職の促進を目的としたもの。

- ①再就職援助計画の対象となった労働者等の雇い入れ
- ②移籍によって受入れ
- ③出向によって受入れ後に移籍に切り換える等

< 参考 > 厚労省リーフレット <http://goo.gl/2wIF4m> (URLは短縮しています)

労働移動支援助成金の拡充案について

労働移動支援助成金については、日本再興戦略(平成25年6月14日)において、「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(先駆的な労働移動の実現)」を重要なものとされたことを受け、平成25年2月日に成立した平成25年度補正予算よりその拡充が盛り込まれております。拡充の具体的な内容は、本年3月1日より施行するべく、今後労働政策審議会における審議を経た上で必要な法令改正を行い正式に確定していく予定ですが、現時点での拡充案については以下のとおりとなっております。

1 再就職支援奨励金

●労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)は、事業規模の紹介等に伴い職歴を全廃なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。

●再就職支援奨励金の拡充案は以下のとおりです。

拡充項目	現行	拡充案
支給対象事業主	中小企業事業主のみ	中小企業事業主のみならず、 大企業事業主も対象事業主 についても支給
支給段階	再就職奨励金のみ	再就職奨励金のみならず、 再就職支援奨励金 についても支給
支給額	① P12 45歳以上の 対象者に係る支給額	(中小企業事業主) 受給費用の3分の2 【50万円】 (大企業事業主以外) 受給費用の2分の1 【25万円以上】 ※受給総額または100万円以内の上限 額とする。 ※支給額が150万円以内の場合、 認定期間に支給し、残りを再就 職奨励金に支給。
支給対象労働者の再就職 実現までの期間に取る受給 ※【】P12 45歳以上の 対象者に係る支給	再就職から2ヶ月以内 【6ヶ月以内】 に再就職を実現した場合に支給	再就職から2ヶ月以内 【6ヶ月以内】 に再就職を実現した場合に支給
再就職支援の一部として訓 練・グループワークの実施を 要した場合は上限が厳密	(なし)	(厳密) 毎月2万円(上記3ヶ月分) を加算 (グループワーク) 3回以上1万円加算

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラの AI 子（アイコ）に手を焼く先輩 U 子（ユウコ）。今月は何が！？



第 22 回：労働保険料の時効（労働保険料徴収法第 41 条、雇用保険法第 6 条）

労働保険料（労災保険、雇用保険）は、それぞれ、1 時間でも働く労働者がいる場合および週 20 時間以上働く労働者がいる場合には、アルバイトやフリーターなど、身分を問わずに本来は加入させなければなりません。これを怠っていると、まれに労働保険料算定基礎調査ということで、労働基準監督署の事務官に立ち入り調査されることがあります。

事務官 A：「アルバイトの雇用保険は、平成 23 年 4 月から払ってもらいますからね」

先輩 U 子：「えっ？だって今は平成 26 年 3 月ですよ。雇用保険は 2 年までしか遡って加入できないんですから、平成 24 年 4 月からの分を払えばいいんですよね」

事務官 A：「それは雇用保険法の考えです。労働保険料徴収法では、年度単位で考えます。今はまだ平成 26 年 3 月だから、平成 25 年度が終わっていません。なので、平成 24 年度と平成 23 年度も対象になります」

お気楽 AI 子：「はあ？それっておかしくないですか！？雇用保険に加入できないのに、保険料だけ徴収するなんて、保険料は払い損じゃないですか！」

事務官 A：「そういわれても、法律なんで仕方ないですね。ではこちらの納付書で納付してください」

先輩 U 子、お気楽 AI 子：「そんなバカな～！！」

ウソのようなホントのお話。労働保険料の時効は年度単位で考えるため、4 月から翌年 3 月までで 1 年と考える一方、雇用保険の加入については、2 年しか遡って加入することができません。ということは、仮に調査の結果、遡及適用となった場合、労働者については届け出てから 2 年分しか加入期間が見込めないにもかかわらず、保険料納付については最大 3 年近く、対象となる可能性があります。

遡及適用については、過去の労働者の洗い出しから、対象者の雇用保険番号や住所の確認、退職者については同時に資格喪失なども行わなければならないため、相当な労力がかかります。そうならないためにも、今一度、対象者をご確認くださいね！



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしぜきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

等々力溪谷（東京都世田谷区）

東京 23 区唯一の溪谷として知られる東京都世田谷の等々力溪谷。都会とは思えないほど自然が残るここは、行くと元気になるというパワースポットとしても有名です。等々力駅から歩いて 5 分ほど、『ゴルフ橋』のたもとから階段をてくてく降りていくと、そこはとても東京とは思えない別世界。

『矢川橋』まで約 1km の溪谷沿いに遊歩道も整備されています。梅、桜、新緑、紅葉と 1 年をとおして心のお洗濯ができるといわれるこの場所ですが、一番のお勧めは夏！冷涼スポットとして、水のせせらぎの音を聴きながらゆっくりするだけで、いつもと違う日常を感じられ、「あ、またがんばろう」と思える都会で数少ない場所です。

なんか疲れたな…そう思った時は、ぜひここに足を運んでみてください！必ずや復活できること間違いなし！！





人事労務ご担当者のための 3月のお仕事カレンダー

日付	3月の業務内容
3月10日(月)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考: 電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URLを短縮しています)
3月10日(月)	2月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考: 国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
3月17日(月)	確定申告締め切り 参考: 国税庁「平成25年分確定申告特集」 http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm
3月31日(金)	2月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考: 日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
2月28日(金)	有害物ばく露作業報告書の提出 参考: 厚労省 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/070409-1.html

《今月の確認事項》

- ✓ 平成26年度の協会けんぽの保険料率は据え置き、介護保険料率は3月分(4月納付分)より現行の1.55%から1.72%へ引き上げ
参考: 協会けんぽ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h26/260220>
- ✓ 平成26年度の36協定締結、1年単位の变形労働時間制に関する労使協定の作成
参考: 厚労省/主要様式ダウンロードコーナー
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/>

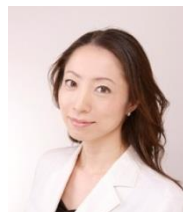
＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士AI通信」のバックナンバー(第1号~21号)をご希望の方は、下記、アドレスまで遠慮なくご連絡ください。労務についてのご相談もお待ちしております!

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士AI通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ フランクフルト在住



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士AI(エーアイ)通信・第22号」はお楽しみいただきましたでしょうか。今回の立て続けの大雪は本当に凄かったですね。家に帰れなくて大変だった方や雪かきで全身筋肉痛になってしまった方も大勢いらっしゃるのではないでしょうか。春が本当に待ち遠しいです。「社労士AI通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります!!